(4) 供給と需要との間の均衡を保ち、かつ、消費者及び生産者の双方にとって公正な価格をもたらす国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求める協議のための場を提供すること。

(5) 全ての種類及び形態のコーヒーの国際貿易の拡大を促進し、並びに当該国際貿易の透明性を高め、並びに貿易障害の撤廃を促進すること。

(6) コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること。

(7) 全ての種類及び形態のコーヒーの消費及び市場（コーヒー生産国における消費及び市場を含む。）の発展を促進すること。

(8) 加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、及び評価し、並びに当該事業計画のための資金を調達すること。

(9) 消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること。

(10) コーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続を作成するよう加盟国を奨励すること。

(11) 加盟国へのコーヒーに関する技術移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること。

(12) 地域社会及び小規模な農業者がコーヒーの生産から利益を受けるため当該地域社会及び当該小規模な農業者の能力を強化する戦略であって貧困の軽減に貢献し得るものを策定し、及び実施するよう加盟国を奨励すること。

(13) コーヒーの生産者を援助し得る金融上の手段及び役務（融資の利用及びリスクの管理への取組方法を含む。）に関する情報の提供を促進すること。

第二章　定義

第二条　定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実（パーチメント・コーヒー、生コーヒー又は煎りコーヒーのいずれであるかを問わない。）をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。理事会は、この協定が効力を生じた後できる限り速やかに及びその後三年ごとに、次の(d)から(g)までに定義するコーヒーについて換算係数を検討する。その検討の後、理事会は、適当な換算係数を決定し、公表する。最初の検討が行われるまでの間及び理事会が換算係数を決定することができない場合は、二千一年の国際コーヒー協定で使用された換算係数（この協定の附属書に規定するもの）を用いる。この(1)の柱書きの規定に従うことを条件として、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、煎る前の裸豆の状態における全てのコーヒーをいう。

(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。

(d) 「煎りコーヒー」とは、煎る程度を問わず、生コーヒーを煎ったものをいい、ひきコーヒーを含む。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、煎りコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。

(f) 「液状コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、煎りコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

(5) 「締約国政府」とは、第四十条から第四十二条までの規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し、又は第四十三条の規定に従いこの協定に加入した政府又は欧州共同体若しくはその他の政府間機関（第四条(3)に規定するもの）をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国政府をいう。

(7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(9) 「多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

(10) 「寄託者」とは、二千一年の国際コーヒー協定に基づく理事会の決定（二千八年一月三十一日前にコンセンサス方式によって行われるもの）により指定された政府間機関又は二千一年の国際コーヒー協定の締約国政府をいう。当該決定は、この協定の不可分の一部を成す。

第三章　加盟国による一般的約束

第三条　加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、この協定が機能することを促進するために必要な全ての情報を提供することを約束する。

(2) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する重要な情報源であることを認める。したがって、加盟輸出国は、原産地証明書が理事会の定める規則に従って適切に発行され、及び使用されることを確保する責任を負う。

(3) 加盟国は、さらに、再輸出に関する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがって、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によって再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

第四章　加盟国

第四条　機関の加盟国

(1) 締約国政府は、機関の単一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(3) この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びにこの協定の交渉、締結及び適用について排他的権限を有するその他の政府間機関を含む。